

Weekly Report

第670号
令和4年10月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

扶養控除に関するQ & A

年末調整や確定申告において、納税者本人と生計を一にする16歳以上(その年12月31日現在)の親族で年間の合計所得金額が48万円以下(給与のみの場合は年収103万円以下)の控除対象扶養親族がいる場合、扶養控除の適用を受けることができます。

◆Q & A

Q. 別居している親族は扶養控除の対象になる?

A. 「生計を一にする」とは必ずしも同居を要件とするものではないため、別居している親族に対して常に生活費、学資金、療養費等の送金を行っているなどの場合は扶養控除の対象とすることができます。

Q. 国外に居住する親族は?

A. 非居住者である親族であっても扶養控除の対象とすることは可能ですが、その親族に関する「親族関係書類」及び「送金関係書類」が必要となります。なお、令和5年から、非居住者である30

歳以上70歳未満の扶養親族のうち、①留学生、②障害者、③生活費又は教育費に充てるため年38万円以上の送金を受けている、のいずれかに該当しない場合は扶養控除の対象外となります。

Q. 扶養親族の判定上、遺族年金は合計所得金額に含まれる?

A. 扶養親族などに該当するかを判定する際の合計所得金額に、遺族年金等の非課税所得は含みません。

Q. 共働き世帯で扶養親族に該当する子がいる場合、夫婦ともに扶養控除を適用できる?

A. いずれか1人だけが扶養控除の対象とすることはできます。1人の扶養親族に係る扶養控除の適用は、複数の納税者がそれぞれ重複して受けることはできません。

12月から国税のスマホアプリ納付が開始

国税庁は、導入が遅れていた国税のスマホアプリ納付(スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した国税の納付)について、本年12月1日から利用を開始します。

これは、国税庁長官が指定した納付受託者(GMOペイメントゲートウェイ株式会社)が運営する専用Webサイト「国税スマートフォン決済専用サイト」(12月からアクセス可能)で納付情報を入力し、利用可能なPay払い(PayPay、d払い、auPAY、LINEPay、メルペイ、AmazonPay)を選択して納付する手続きです。

原則として全ての税目が納付可能で、一度の納付での利用上限金額は30万円となります。

年末調整や確定申告で必要となる控除証明書

生命保険料などを支払った方が、年末調整や確定申告で所得控除を受けるために必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った方には「保険控除証明書」、国民年金保険料を支払った方には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」、iDeCo(個人型年金保険料)の掛金を支払った方(個人払込の加入者)には「小規模企業共済等掛金払込証明書」が届きますので、大切に保管しておきましょう。